法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(9)「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiko / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法学志林 / Review of law and political sciences
(巻 / Volume)
104
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
47
(終了ページ / End Page)
84
(発行年 / Year)
2007-03-12
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006496

Hosei University Repository

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（九）

――「家」の廃止を中心として――

和田幹彦

序章　（九十四巻四号）
第一章　憲法二四条成立過程と民法・戸籍法上の「家」制度
（第六節まで　第一款まで　九十五巻二号、四号。第七節「小括」は百一巻二号）
第二章　民法改正過程
――戸籍法改正過程に先行した民法上の「家」廃止方針決定の予備的考察――
（以上百一巻二号、四号）
第三章　戸籍法改正過程の諸段階
（以上百三巻四号、百四巻二号）
第四章　「家」制度廃止による戸籍法改正
――「第一の流れ」――
序　「家」制度廃止をめぐる戸籍法改正過程の全体像
第一節　戸籍編製原理上の諸問題
第一款　戸籍編製原理（一）――静的側面――
（1）個人別編製の是非・可否
（2）「三世代戸籍徹底排除」編製原理の確立
（3）編製原理変更に伴う「戸籍」の名称の是非
――「民籍」名称案――
（4）「戸籍筆頭者」の問題（以上百四巻三号）
第二款　戸籍編製原理（二）――動的側面――
第二節　戸籍編製原理以外の問題
第三節　小括（以上本号）

Hosei University Repository

第五章　人口動態統計の精密化・プライバシー保護を起因とする戸籍法改正――「第二・第三の流れ」――　結章

第四章　「家」制度廃止による戸籍法改正

――「第一の流れ」――

第一節　戸籍編製原理上の諸問題（承前）

第二款　戸籍編製原理（二）――動的側面――

（1）離婚復氏者の復籍・新戸籍編製の別

まず、条文変化を整理する。

◎第一九条

Hosei University Repository

旧法

[戸籍法には該当規定なし。民法に以下の規定が有る（①で参照されている）。]

第七三九条　婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者ハ離婚又ハ離縁ノ場合ニ於テ実家ニ復籍ス

第七四〇条　前条ノ規定ニ依リテ実家ニ復籍スヘキ者カ実家ノ絶ニ因リテ復籍ヲナスコト能ハサルトキハ一家ヲ創立ス但シ実家ヲ再興スルコトヲ妨ケス

①　第九条ノ七　婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他ノ戸籍ニ入リタル者ハ離婚、離縁又ハ婚姻　若クハ縁組ノ解消ニ因リテ婚姻又ハ養子縁組ノ当時ノ戸籍ニ復籍ス（民七三九）　前項ノ規定ニ依リ復籍スヘキ戸籍ナキ者ニ付テハ新戸籍ヲ編製ス（民七四〇）

[前項の旧法の箇所も参照]

要綱

第三　新戸籍の編製は、左の場合においてなすものとすること

二　婚姻又は養子縁組に因り氏を改めたる者が離婚、離縁、又は婚姻若くは縁組の取消に因り婚姻又は縁組前の氏に復する場合に於て婚姻又は縁組の当時の戸籍が既に除かれたるとき

Hosei University Repository

③④⑤⑥

第二五条　婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ氏ヲ改メタル者カ離婚、離縁又ハ婚姻若クハ縁組ノ取消ニ因リ婚姻又ハ縁組前ノ氏ニ復スルトキハ婚姻又ハ縁組前［③当時］ノ戸籍ニ入ル［…］

前項ノ場合ニ於テ婚姻又ハ縁組前［③当時］ノ戸籍［③④ノ全部］カ既ニ除カレタルトキハ新［③ニ］戸籍ヲ編製ス

⑦［本問題点については、③④⑤⑥と全く同趣旨］

第二五条　［第一項本文④⑤⑥に同じ］但シ婚姻又ハ縁組ナカリセハ前条第三項[43]ノ規定ニ依リ父又ハ母ノ戸籍ニ入ルヘカリシトキハ其戸籍ニ入ル

前項ノ場合ニ於テ入ルヘキ戸籍カ既ニ除カレタルトキハ新戸籍ヲ編製ス

［…］

⑨　第二五条　婚姻又は養子縁組によって氏を改めた者が、離婚、離縁、又は婚姻若しくは縁組の取消によって、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているときは、新戸籍を編成する。

［…］

Hosei University Repository

⑩ 第一九条　婚姻によって氏を改めた者が、離婚若しくは婚姻の取消又は民法第七百五十一条第一項の規定によって、婚姻前の氏に復するときは、婚姻前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは新戸籍を編成する。［強調和田　主たる変更点］

養子縁組によって氏を改めた者が、離縁又は縁組の取り消しによって、縁組前の氏に復するときは、縁組前の戸籍に入る。ただし、その戸籍が既に除かれているときは、新戸籍を編成する。

［…］

⑪ ◎

第一九条　婚姻又は養子縁組によって氏を改めた者が、離婚、離縁、又は婚姻若しくは縁組の取消によって、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは新戸籍を編成する。

［強調和田　主たる変更点、同文ながら、養子縁組のケースにも適用となった］

［…］

次に具体的改正過程を整理する。

Hosei University Repository

［1］　要綱

「第三の二」の反対解釈により、もっとも典型的な例として、婚姻（成年養子の縁組でも問題は全く同様）に因り氏を改めた者が離婚し、旧姓に戻る場合、親が健在であれば親の戸籍に入る点、既に述べた。婚姻で氏を改めるのは統計上は女性が殆どであり、[41] 現実的には、量的に男女不平等に適用される規定となる。

［2］　GSとの会談以前の案

旧法に比し、要綱・草案①—⑨とも殆ど変化なく、旧法そのままの「家」類似の発想・枠組であるのは、条文を追えば一目瞭然である。

これがGSにとり、最大の問題の一つとなった。

［3］　GSとの会談

この点、GSは第一期の第一回（八／八、三六頁）で、既に問題として指摘した。

ブレイクモアがまず、

> 離婚の場合［…］婚姻によって氏を改めることのなかった者はその戸籍に止まっているのに、婚姻によって氏を改めた者は元の戸籍に戻る［…］のはおかしい。［…］さような区別［…］は、昔の「家」の思想の名残であろう。［…］さような「家」の名残を全くなくして了うという意味から言って、両者の区別をつかないのが

Hosei University Repository

よい［…］

と切り出す。司法省は、

婚姻によつて氏を改めることのなかつた者を元の戸籍に戻さないのは、一度作つた戸籍を今更除［く…］ことはない［…］からであり、又婚姻によって氏を改めた者、多くは女［…］が離婚をした場合に［…］一々新戸籍を編成することは手数や紙の問題もあるし、又実状としてもさような場合は父母の所へかえって生活を共にすることになるだろうから、戸籍をなるべく社会生活の実態と合致させたいという考え［…］

でこのようにした、と背景を説明し、理解を求める。これに対し、ブレイクモアは明確に言う。

紙や手数のために『家』の名残を残しておくことは賛成できない。再考せられたい。

翌日、第二回（八／九、以下は三七―三八頁）に司法省は弁明する。

［…］婚姻によって氏を改めなかった者の場合は、［…］父母の戸籍に戻ることとすると、その者の子供も一緒にその戸籍に入ることになって戸籍が随分複雑になる［…］。［和田注　当然のように三世代戸籍を想定していることに注目！］

Hosei University Repository

又一方婚姻によって氏を改めた者［…について、前回と同一趣旨を述べた後］実際問題としても離婚した妻は、新戸籍を作るよりも元の戸籍に戻ることにする方を好むのではないかと思う。

しかし、ブレイクモアは、

中年以上の者が離婚し［…］て、父母の戸籍に戻るのも妙なものである。又紙や手数がかかる［か否かは…］かような離婚がどれ位あるかの統計をみないと断定できない［…］し、離婚した妻が事実上父母の許に帰って共同生活をするかどうかは、［…］差異があり、一概に断定できない［から…］、社会生活の実態［との合致…］は、どんな規定［でも…］、五十歩百歩であろう。

と反対する。司法省はこの日は、「［…］なおよく研究する」と検討を留保した。

ブレイクモアはこの直後の八月一二日のオプラー宛の文書（「GS戸籍法史料A」）でも、前款で既述の通り、

旧法上の手続き［の…］継続［…］は家族制度に固執したがる反動的諸グループにより利用される可能性がある。

と述べた上で、この点譲ることなく代替案として、

Hosei University Repository

婚姻した子は、未来永劫に［強調和田　極めて強い語調である］両親の戸籍から除去する。［…］離婚の際には、妻は自分の以前の戸籍に「戻る」（二五条のように）のではなく、その代わりに独立した戸籍を作成し、おそらくは婚姻前と同じ氏を名乗り、自分と同氏を名乗る子供を自分と同じ戸籍に編入する。

ことを提案する、と述べている。

第二期に入り、オプラーはこれを大きな問題とする（第五回、八／一四、四三頁）。概括記録では、オプラーは「特に［…］婚姻によって氏を改めたものが離婚の場合婚姻前の戸籍に復する点、［…］等を指摘し」、前点と同じ箇所で、オプラーは、「ブレークモーア、マコーミック両氏」も反対で、これは「『家』の制度が裏口から再び入って来る」と非難する。そして、佐藤司法省次官、奥野局長、青木民事局第二課長等を呼んでの折衝で（第六回、八／二〇、四四頁）、オプラーは「当方と貴方との間に意見の相違」の「第一に」として、

［…］夫婦が離婚をすると夫又は妻は元の氏を名のることになる点（これは、婚姻によって氏を改めた夫又は妻は離婚の場合、婚姻前の戸籍に入ること［案第二五条］を指すものと思う―服部註）は『家』の制度の残存であるということ［…］

と明白に指摘する。記録作成を担当した服部がわざわざ註を付しているが、オプラーが「戸籍」と言わず、「氏」と

Hosei University Repository

言っている点は重要で、「家」存置の手段としての「氏」への警戒を表していると思われる。そして、（以下同四六頁）司法省佐藤次官が一般的に、「『家』の温存などは勿論考えていない。」と反論するのに対し、オプラーは、

［…］しかし離婚をすると、突如として両親の戸籍に帰るというのはどういうわけか。

と、この点こそが「家」温存、とのトーンである。奥野局長が「両親の戸籍とは別に［…］改めてよい。」と譲歩したのに続き、佐藤次官も、

［…］両親の戸籍に戻る［…］のは、［…］便宜上からであって、「家」の温存を考えているものではない。［…］誤解を招くおそれがあるとすれば、［…］新戸籍を編成することに改めてよい。

と一旦決定する。

オプラーは会談後の記録にもこの問題を大きく取り上げ（八月二三日付け「GS戸籍法史料B」）、両親の戸籍に戻る子に更に（同氏の）子があると三世代戸籍ができてしまう、これは絶対に回避すべし、という日本側の記録には残っていない点も併せ、強力に⑨案に反対する。

婚姻の結果として氏を変えた子は、離婚すると［…］通常の場合親の戸籍に入ることになっている。この規定

Hosei University Repository

は旧い「家」制度を裏口から再度呼び込むことになり、認可すべきものではない。［強調和田］子は結婚の時点以降は継続的に、両親とは別の、自分自身の家庭に属するものとして扱われるべきである。そして離婚の際も［…］両親のただの子供として再び扱われてはならない。このことは、離婚する夫婦に子供が有る場合殊に重要である。何故なら夫婦各自が昔の両親の戸籍に戻ると自動的に夫婦の子は自分の祖父母の戸籍に登録されてしまうからである。換言すれば、一つの戸籍簿が三世代以上をカヴァーする事態は絶対に避けられねばならない。

そして「八月二〇日の会談で、［…］私は司法省の代表に、［…］法案の実体は、［…この点でも…］同意しがたい」と伝えた、と結んでいる。

ところが、九月九日に提出の司法省修正案、⑩案の第一九条では、婚姻／離婚の場合は両親の戸籍があれば原則これに戻るが、本人が希望すれば新戸籍編製、となっている。しかも、直接会談で話題にならなかった養子縁組／離縁の場合は、まだ元の戸籍に戻る案であった。

この経緯は「戸籍法／座談会Ⅱ」（三八―三九頁）に詳しい。

青木　戸籍法の基本的な立場からも［…］離婚した者は復籍ということより新戸籍をつくったほうがいいという考えが司令部としても出てくるのは当然だと思います。

ただ［…］離婚をすれば［…］復氏するのをを当然のこととすると、戸籍もそれに応じていくのがたてまえ

Hosei University Repository

［強調和田、⑩案でこれを原則とした理由である］じゃないかと。その間、新戸籍の編成［…］は本人の自由に任せておけばいいことで、強制的に新戸籍をつくって前の戸籍に戻る道をふさぐ必要もない［…］。離婚をすればまた実家に戻るという、従来からの一般の国民感情があることも否定できないのだから、［…］理屈ばかりで行ってそのため一般の抵抗感が生ずるようになったら、これまた国会審議が大変だ［…強調和田］。

そして、青木はこの点に直結させ、すぐ後で、既に本稿で参照した、一般的改正方針の「戸籍法は従前のたてまえを維持［…］、家の廃止に伴う最小限度の改正に［…］。戸籍実務の［…］責任がある、［…］混乱を来さないように」を語るのである。

そして、第三期に入り（第八回、一〇／一、四八頁）、概括記録ではマコーミックは「離婚した女［の…］新戸籍を編成［…］は女の自由意志に委すべきである」と言い、⑩案に賛成した格好である。この「以前佐藤次官等とオブラーとの会談のときと異ったマコーミック氏の意見に対し司法省側としては前にも論議した通り寧ろ賛成であると答える。」となる。

結果的には、マコーミックの賛成を得て、（議論で言及はなかったが、養子縁組をも含め）冒頭に見る通り、⑪案一九条で、婚姻／離婚、養子縁組／離縁とも、原則復籍、本人希望で新戸籍編製、となる。マコーミック自身もこの点たいして異議無かったのであろう、事後の一二月一日の記録（「GS戸籍法史料C」）でも、

Hosei University Repository

原案に対する異議（［オプラーの前記］一九四七年八月二二日付けメモランダム参照）は、登録［の一単位］の範囲を親子のみの家族に限定し、［…］解決を見た。［…］本法案は、［影響力の］強大な旧戸籍制度を新憲法と新民法に整合させるための全面的改正であり、旧制度下の好ましくない権力、影響、義務、及び封建的たりうる他の諸点を全て廃止したものである。［…］

と述べて、離婚復氏者の復籍が本文原則として残っており、新戸籍編製は但し書きで付加されたにも拘わらず、この問題点自体に一切言及せず「封建的たりうる他の諸点を全て廃止した」と言明している。もっとも、ブレイクモアとオプラーがかくも重要視した点につき、マコーミックが独断で決定を下したと見るべきではなかろう。マコーミックがわざわざオプラーの文書を引用し、かつ問題解決ずみと記したことから見ても、この点マコーミックとオプラーが改めて打ち合わせたと思われる。そして、既にこの年七月にGSが「異議なし」として後に国会提出済みの民法草案で、離婚時の強制的復氏を既に認めてしまっている訳でもあり、戸籍法でも復籍・新戸籍編製の選択肢を与えるならば⑩案で良い、とオプラーも承認したのであろう。

［4］ 国会審議

国会でも青木の配慮が功を奏したのか、一九条は⑪案の通り、質疑・討論・修正なく成立した。(45)

Hosei University Repository

（2）成年分籍権

この項の問題点は、抑々成年に達した者に自由に分籍する権利を認める「成年分籍権」の創設（付表5の（h））と、成年分籍者の子に同時に分籍することへの同意乃至拒否する決定権を認めるという「分籍同意権」賦与の是非（同表（i））、と二点に分かれる。ただ、草案条文は同箇所に設けられているので、便宜上これを本稿では同時に扱う。

まず、条文変化を整理する。

◎第一九条

旧法　戸籍法に該当規定なし（分家の届出についてのみ、第一四五条）

民法第七四二条に離籍（①を見よ）、同第七四三条に戸主の同意ある分家の規定あり

①　第九条ノ九　家族ハ分籍ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ自己ノ直系卑属ヲ其戸籍ニ入ラシムルコトヲ得（民七四二）［旧法の項を見よ］

要綱

Hosei University Repository

第五　成年者は分籍を為すことを得るものとすること。

③　第二六条　第十四条ノ四ニ掲ケタル者〔戸籍筆頭者〕及ヒ其配偶者ヲ除クノ外成年ニ達シタル者ハ分籍ヲ為スコトヲ得

分籍ノ届出アリタルトキハ新ニ戸籍ヲ編成ス

分籍者ノ直系卑属ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者ハ之ヲ分籍者ノ戸籍ニ入ラシムルコトヲ得

④⑤⑥

第二六条ノ三　第十条ノ二ニ掲ケタル者〔戸籍筆頭者〕及ヒ其配偶者ヲ除ク〔④ノ〕外成年ニ達シタル者ハ分籍ヲ為スコトヲ得

分籍ノ届出アリタルトキハ新戸籍ヲ編成ス

分籍者ノ成年ノ子ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者ハ其〔④ノ〕同意ヲ得テ之ヲ分籍者ノ戸籍ニ入ラシムルコトヲ得

分籍者又ハ其戸籍ニ入ル者ノ未成年ノ子ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者ハ分籍者ノ戸籍ニ入ル

⑦　第二六条ノ三　戸籍ノ筆頭ニ記載シタル者及ヒ其配偶者ヲ除ク外成年ニ達シタル者ハ分籍ヲ為スコトヲ得〔…　但書　離籍の場合の例外〕

Hosei University Repository

分籍ノ届出アリタルトキハ新戸籍ヲ編成ス

分籍者ノ十五歳以上ノ子ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者ハ其同意ヲ得テ之ヲ分籍者ノ戸籍ニ入ラシムルコトヲ得分籍後其者ハ分籍者ノ戸籍ニ入ルコトヲ得

分籍者又ハ其戸籍ニ入ル者ノ十五歳未満ノ子ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者ハ分籍者ノ戸籍ニ入ル分籍後分籍者ト氏ヲ同シクスルトキハ之ヲ其戸籍ニ入ラシムルコトヲ得

（c）第二六条ノ二　戸籍ノ筆頭ニ記載シタル者及ヒ其配偶者ヲ除ク外成年ニ達シタル者ハ分籍ヲ為スコトヲ得［⑦の該当部削除された］

分籍ノ届出アリタルトキハ新戸籍ヲ編成ス

分籍者ノ十五歳以上ノ子ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者ハ其同意ヲ得テ之ヲ分籍者ノ戸籍ニ入ラシムルコトヲ得［⑦の該当部削除された］

分籍者又ハ其戸籍ニ入ル者ノ十五歳未満ノ子ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者ハ分籍者ノ戸籍ニ入ル［⑦の該当部削除された］

⑨＝（c）と内容上全く同一

第二七条　戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者を除く外、成年に達した者は、分籍をすることができる。

分籍の届出があったときは、新戸籍を編製する。

Hosei University Repository

分籍者は、その十五歳以上の子であって自己と氏を同じくする者の同意を得て、これをその戸籍に入らせることができる。

分籍者又はその戸籍に入る者の十五歳未満の子であってこれと氏を同じくする者は、分籍者の戸籍に入る。

⑩⑪◎

第二一条　成年に達した者は、分籍をすることができる。但し、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、この限りでない。

分籍の届出があったときは、新戸籍を編成する。

[⑨の第三・四項削除]

次に、制定までの経緯を見よう。

[1]　要綱

既に前章でも見た通り、この成人分籍権が初めて出て来るのは要綱第五である。これにより、成年者は自由に本人の意思で分籍ができる。現行法にも採り入れられた（第二一条）。繰り返すが、この「成年分籍権」は重要である。例えば、婚姻の有無に拘わらず、また要綱第一・第三の二反対解釈の編製原理「離婚後復氏者は復籍」の問題でも仮にこのままであっても、本人が希望すれば、要綱第五により随時分籍が可能になる。しかも、「三世代戸籍徹底排除」

Hosei University Repository

編製原理を以てしても、当人が老齢になろうが婚姻するまで決して親の戸籍から出る可能性はないゆえに、成年分籍権の行使こそが、戸籍の「家」類似性を排除するものである。(46)

［2］　GSとの会談前までの草案③―⑨

条文を見れば判る通り、この段階では、「三世代戸籍原則排除」の編製原理であったため、既述との通り非嫡出子たる孫につき三世代戸籍編製が可能であったこと、また旧法下の戸籍は多くが三世代以上の編製であり、新法下でも新たな届出などによる変動がない限り改製する予定は全く無かったこと（後述の十年の改製期限設定の項参照）、の二点が起草者の念頭にあり、分籍者の子供の扱いにつき、規定を置いている。

③では「分籍者ノ直系卑属ニシテ之ト氏ヲ同シクスル者」は「之ヲ分籍者ノ戸籍ニ入ラシムルコトヲ得」であったが、④で「成年ノ子」「未成年ノ子」で同意の有無を区別し（⑤⑥同じ）、⑦でこれが「十五歳以上ノ子」「十五歳未満ノ子」の別となり、かつ分籍後の変動についても規定を置く。⑨はこれから、分籍後の変動規定を削除し、GSとの会談に臨むことになったが、子の同意の有無で分籍者の戸籍に入るや否やの点を、GSは問題とした。

［3］　GSとの会談

GSは［1］で記した通りの成年分籍権の重要さゆえに、ブレイクモアはこれを重視した（第二回、八／九、三八頁）。

まず、彼は成年分籍権が自由に行使可能である旨、法文上判り易くすべし、と提案し、考慮を求める。

Hosei University Repository

ブ　第二七条に「分籍」の規定があるが、その手続きについてのべていないのはどうか。

司　それは第一四四条以下に規定している。

ブ　その点は判ったが、第二七条第一項に「自由に分籍をすることができる」旨を明確にしたらよいと思う。考慮されたい。

この点はその後の草案・成立法でも変わらずであったが、彼の分籍を奨励せんとする意図が見える。[47]

これにすぐ引き続き、次に、子供の同意権につき、ブレイクモアは「家」の形態が残ることを懸念、これを「面白くない」とまで言って論難する（同三八―三九頁）。

〔ブ〕　次に、同条第三項で分籍者が十五歳以上の子を自己の戸籍に入らせるにはその子の同意を要することにしているが、そうすると、先程の例のような場合、私生児の母が分籍するとき、その母の両親がその私生児を自分の戸籍に残しておきたいと思い、その私生児が母の両親の意に応じて（十五歳以上の場合）その戸籍に留まるという状態を生ずる。これでは「家」の形態が残ることになって面白くない。〔強調和田〕

司　私生児の母の両親が、私生児を自己の戸籍に残してみたところで実質的には何の意味もない。当方では子が十五歳以上の場合と十五歳未満で区別したのは、既に十五歳にも達した者については、なるべくその子自身の意志を尊重しようという考えからである。

ブ　実質的に意味がないことならば、子に選択権を与える必要はない。自分の心配は、或は単なる心配に過ぎないかも知れないが、少くとも前述のような結果を生ずることは、「家」の形にしたがって思想が残存してい

Hosei University Repository

るのではないかとの誤解を与えるおそれがある点である。

ブレイクモアはまずこの点、「実質的には何の意味もない」という司法省の言（つまり、「家」残存の意図はない）を引き出し、それならば「選択権を与える必要はない」という如く、日本側の「家」廃止の意図を実現するためには、杞憂に過ぎぬにせよ、「家」残存の誤解は徹底的に避けるべきだ、という論法を再び使うのである。

この後、ブレイクモアは八月一二日付けのオプラー宛文書では、成人分籍権そのもののメリットは述べていない。が、「三世代戸籍徹底排除」原理確立を提案し（既述）、これは未婚の成人子がまだ両親の戸籍に留まることにはなるが、⑨案二八条にある様な、自分の子供を自分の親の戸籍に残したまま、自身はその戸籍から追い出されたりすることはなくなる、とこのケースに言及している（「GS戸籍法史料A」）。

結局、子の同意権の条項は⑩案で削除されたのは冒頭に見る通りである。

［4］　国会審議

国会では成年分籍権の創設は質疑・討論・修正なく、⑪案の通り可決した。

（3）　日本人と外国人との結婚・外国人の戸籍の不存在

本件は、初案①、要綱、②—⑨案起草過程を通じ、記録上は全く問題として取り上げられていない。唯一、GSと

Hosei University Repository

の会談末期にマコーミックが疑義を発したのみである。

そのため、条文は参考のみを一部掲げる。

⑩ 第二二条　⑪◎第二三条　この部分同文

［…］新戸籍を編成され、又は他の戸籍に入る者は、従前の戸籍から除籍される。死亡し、失踪の宣告を受け、又は国籍を失った者も、同様である。

成立過程も、GSとの会談のみを見る。問題点の議論も、厳密には法解釈・立法政策・その後の法改正のみならず、国籍法そのものに立ち入る必要が生じるので、本稿では基本的に問題の指摘と簡単な分析に止める。

会談第四期に入って、マコーミックが青木と長谷川にこの点を質疑したのは、内容上不十分ながらも、問題点指摘は極めて的確である（第一四回、一〇／一三、五三）。

マ　非日本人が日本の女と結婚した場合に新戸籍を編成するか。

司　しない。

マ　それでは戸籍法の対象は日本人のみか。

司　大体そうである。

Hosei University Repository

マ　それでは何故それを規定しないか。

司　大体全体の条文から推定出来る。例えば第二三条等である。

マ　大体戸籍法は日本人のみに適用して外人を締出すという家の観念を備えている様に思う。〔強調和田〕

司　そういう事はない。戸籍に登録されてある事は国籍を証明されていると同意義であり、外国人の場合は届出をつづって保管してあり、又寄留は出来る事となっている。

マ　それはいずれ次回で討議しよう。

この点は、法文上には全く直接の記載がなく、既に見たオプラーの言の通り、戸籍法理解が「むずかしい」ため見落としてしまう典型例であろう。しかも解釈によっては、この点にも「家」類似要素が潜んでいる、と考え得る。(48)

成立法当時の問題を整理しておく。

(a)　外国人は戸籍に編製されない。(参考までに、二〇〇七年一月現在も同様。対象となる外国人を限定した上で、戸籍に編製する趣旨の立法の動きは一九九〇年代前半にすでにあったようだが、その後の動向も含め、つまびらかにしない。)

(b)　外国人との婚姻が戸籍に全く記載されないという点は、日本人男性と非日本人女性の場合でも同じである。(参考までに、一九八四年の戸籍法改正でどちらの場合も「配偶欄」〔ママ〕が設けられ、記載されることになった。昭和五九年一一月一日民二第五五〇〇号民事局長通達　第二一二号参照。)

Hosei University Repository

（c）かつ、同婚姻により新戸籍編製は、これをしない。（同前改正で、強制的に新戸籍編製されることになった。改正法第一六条第三項参照。[49]）

（d）外国人と婚姻した日本人の戸籍が、強制的に親の戸籍から分かれ、新編製されるのは、日本人男性に日本人国籍を有する「同一の氏を称する子」（第一七条）が生まれた時のみである。日本人女性の場合は子供は自動的には日本国籍を取得しなかったため、（なおかつ「同一の氏を称する子」ではないため）強制的に親の戸籍から分かれて新編製されない。この女性は、このままでは死亡するまで（親が死亡した後も）親の戸籍に止まることになる。（随時分籍すれば、即新編製となるのは無論男女を問わない。）

（その後の戸籍法改正は（c）参照、また国籍法が両系血統主義に改正されたのも周知のとおり。）

国籍法における当時の父系血統主義は、まずおくとしても、（a）（b）（c）（d）とも、純粋に戸籍法上の問題として捕捉可能である。マコーミックは（a）と（c）を指摘したのみに終わった。この二点についてのみ、簡単に分析しておく。

（a）について、マコーミックは法文に明確な規定がないことを指摘した上で、「戸籍法は日本人のみに適用して外人を締出すという家の観念を備えている」という印象を述べている。これは一面的ではあるが、正しい。明治民法の下で、外国人乃至日本国籍を失った者は戸籍に記載されず、「家」の構成員ではなかった。典型的なのは、明治民法第九六四条「家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス　一　戸主ノ死亡、隠居又ハ国籍喪失　[…]」であろう。マコー

Hosei University Repository

ミックがこれを知って発言したか否かは定かではないが、民法・戸籍法上の「家」の規定は一切外国人には適用されず、寄留ができるのみであったのは、司法省側が説明する通りである。その意味で、司法省側が「そう［家の観念と］いう事はない。戸籍に登録されてある事は国籍を証明されていると同意義であり、外国人の場合は届出をつづって保管してあり［…］」と主張するのは、「そういう事はない」理由の説明にはなっていない。であるがゆえにマコーミックも次で、諒解、とは言わず、「マ　それはいずれ次回で討議しよう。」と、議論を延期する。が、この後記録にはこの点の討議は見られずに終わっている。

（a）―（d）の点につき内容上の法案修正も一切なく、僅かに⑪案で、第二二条と第二三条の順序が入れ代わったのみである。マコーミック自身も一二月一日の文書（「GS戸籍法史料C」）ではこの点何等言及していない。

国会でも、この点質疑・討議・修正は一切なかった。

第二節　戸籍編製原理以外の問題

（1）戸籍改製の時限上の問題――十年の猶予期間設定――

Hosei University Repository

関係重要条項のみ最初に見ておく。

◎附則第一二八条

⑨ 附則第三条第一項

旧法によって編製した戸籍は、新法によってこれを編製したものとみなす。

⑩ 附則第三条第一項

旧法によって編製した戸籍は、新法によってこれを編製したものとみなす。但し、新法施行後十年を経過したときは、旧法によって編製した戸籍は、命令の定めるところにより、新法によってこれを改製しなければならない。

[和田注 「十年猶予」の導入]

⑪◎ 附則第一二八条第一項

[⑪◎は附則を第一条以降でなく、第一二六条以下の通し番号とした]

旧法の規定による戸籍は、新法の規定による戸籍とみなす。但し、新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、命令の定めるところにより、新法によってこれを改製しなければならない。

[和田注 文言上の変化のみ]

Hosei University Repository

次に、改正過程を見る。

GSとの会談第一期に、ブレイクモアはまずこの時限上の問題を指摘する（第三回、八／一一、四二頁）。

ブ　附則第三条はいかなる趣旨か。

司　本法案施行の際、古い戸籍を全部新しい戸籍に切りかえることは到底できないから、一応古い戸籍はそのままで存置し、施行後の届出によって漸次新しい戸籍にきりかえて行くことにしたのである。

ブ　古い戸籍の有効期間に時間的制限をつけ、新戸籍に早くきりかえられるよう刺戟を与えてはどうか。

司　情勢が好転して紙も人手も十分になれば別だが、現在としてはさような時間的制限を附することも不能である。そこまでしなくても今後段々分籍等も行われて案外早く新戸籍に切りかわって行くと思う。

ブ　社会生活の進展に伴い、自然に促進されることとは思うが、本法施行後ある時期を見て上述のような時間的制限をつけることも一方法であろう。

ブレイクモアは会談では方法を示唆したのみであったが、その後八月一二日の段階で、これを「根本的な問題」として重視した上で、初めて具体的に「十年」の猶予期間設定を考慮している（「GS戸籍法史料A」）。

［…］旧制度から新制度への移行時期に何ら時限設定がないのは根本的な問題である。［…］司法省の役人は迅速な変革を実現させる努力は、混乱を齎すだけだと思っている。しかし私は十年計画が可能なのではないかと

Hosei University Repository

思う。

第二期に、オプラーはこのブレイクモア案を受けて十年間の時限設定を強力に主張する。そしてこれを最重要課題「三大原則」の一つとしたことは既に見た通りである（第六回、八／二〇、四六―四七頁―尤もオプラーは八月二二日の「GS戸籍法史料B」ではこの点全く言及しておらず、「三大原則」の一つとの認識は日本側による主観的なものに過ぎない可能性はあるが、この意味に限定しても改正過程上重要なのは言うまでもなく、またオプラーによる文書が概略の記録であるのに対し、会談でのメモを元にし詳細極めた日本側記録に頼ることは妥当である）。

オ　この法案では古い戸籍は、新しいことが起った度毎にかえて行くことになっているため、全部の戸籍が新しくなるのには五十年もかかろう。それ故、全部を十年位の間に新くきりかえるという限界線を定めたらどうか。

局　できればさようにしたいが資材や人手の関係上現在のところ、そのような限界線をつけることはむずかしい。

オ　法律の体裁もあるから、自分は一応十年位の限界をつけ、もしその時できなければ期限を延長することにすればよいと思う。

［…］

［オ］結局当方の意見をまとめて言えば、［…］

（三）旧戸籍を新戸籍に切りかえる期限の制限をつけること。

であって、この点を解決しなければ、会談しても無駄である。

Hosei University Repository

局　[…]（三）の点はなお研究の上至急連絡する。

結局⑩案で司法省はこの提案をうけいれ、「十年のみ猶予」の条項が導入され、国会でもこの通り通過した。（尚、「戸籍筆頭者」と「戸主」の関連で、これを問題として取り上げた国会審議については、本章第一款（3）を参照されたい。またマコーミックの一二月一日付け文書にもこの点の言及はないが、オプラーの八月の文書に倣ったためかとも思われる。[50]）

（2）条文の大幅削減・施行規則への移項

関連具体的条項はないので、GSとの会談の検討から入ろう。

これは、ブレイクモアが指摘しなかった重要点の一つであるが、推察すれば、日本語能力の高かったブレイクモアとしては、量の多い条文でも審議する自信があったのであろう。これに対し第二期にオプラーが、条文削減を要請する（第六回、八／二〇、四四―四五頁）ばかりか、これを「三大原則」の一つとする（同四七頁）。

オプラー　次に困難の第三点は、この法案は技術的なものであり、むずかしい、余りにも精ち［ママ］な法案であり、自分の課では、ブレークモーア氏帰国し、マコーミック氏不在で、現在居るのは自分とマイヤー氏の二人であるため、三、四時間続きの会談をやっても、七、八回はかかると思われ、自分等がこの法案を理解す

Hosei University Repository

るだけでもむずかしく、いわば第二の民法案である。[…]

オ　この法案には細かい技術的な問題が多く、一〇パーセント位が法律で外は行政的なものだから、その行政的なものは司法省の行政的規定（administrative regulation）にゆずったらどうか。

局　その御意見には賛成である。[…]

[…]

[オ]　結局当方の意見をまとめて言えば、[…]

（二）一部を法律から削除して、法律を簡明なものとすること。[…]

であって、この点を解決しなければ、会談しても無駄である。

局　[…]（二）[…]の点はなお研究の上至急連絡する。

オブラーは実際、この点相当負担に感じていたようで八月二二日の文書でも、法案が現状のままでは会議・交渉が長引くであろうし、ブレイクモアが始めた交渉も端緒についた所で終わってしまった、と指摘した上で、

八月二〇日の会談で、[…]私は司法省の代表に以下の点を伝えた。

a．本法現在案は悪訳で理解困難である。[!]

b．条文規定の多くは純粋に技術的事項に関わるので、法案から削除し、行政規則に委ねるべきである。[…]

と記録している。

Hosei University Repository

こうした「技術的事項」は、国民の実体的権利義務を規定するものではない、との前提の下に、オプラーも法律でなく省令へ委任可能、と考えたのであろう。尤もＧＳ自体は、技術的事項を政令に委ねる件につき（既にＧＳの課長から局次長になっていた）ケイディスにわざわざ相談した上で、慎重に決定したようである。ＧＳ戸籍法史料Ｃ、第3パラグラフには、ケイディスと相談の上、戸籍法自体の規定を詳細極まるものにするよりは、省令が出される（ＧＳに提出される、の意か？　原文"submitted"）度にこれに注意を払う方が実際的（原文"practical"）である、と合意した、とある。ＧＳが本法案を軽々しく扱っていないことを示すと同時に、政令への委任についても慎重になっていたのであろう。（「家」類似要素のかなり徹底した排除を図ったＧＳとしても、この決定に若干の危険性が伴うことも危惧した可能性もある。）

結局司法省はこのＧＳの要請を呑まざるを得なかった。その経緯につき、青木が回顧している（「戸籍法／座談会Ⅱ」三二―三三頁）。即ち、ＧＳより「条文が多過ぎると」いう「大変な問題が持ち出された」、「条文数を半分ぐらいに減らせという要請」で、「これには困り」、しかし「先方は［…］審議が手間取［る…］」[51]ので、「泣く泣く［…］減らす作業を始めた」と語る。

そして、その結果は、

田中　結果的には四四条減っております。

青木　四分の一ぐらい落としたでしょう。［…］　届出などの国民の直接かかわりのある条文は落とせんわけです。そうすると、勢い戸籍の記載のところの条文を落とさざるを得ません。その辺を思い切って規則のほうに

Hosei University Repository

落とす、こういう作業をして、いま言われたように四四条落としたわけです。その結果、旧法に比べたら、戸籍法全体の条文がバランスを失うということになってしまった。また法律だけでなしに規則と一緒に見ないと、戸籍の仕組みはわからないという結果になっちゃったけど、これはやむを得ないことでした。

ということであった。

青木は別の箇所でも「審議の便宜とて条文数の減少を要求された。[…] 条文数についてはできる限り施行規則に譲ることにしてその減少に努めた」と述べている。[52]

（尚、マコーミックの記録にはこの点特に言及はない。）

国会ではこの点を問題にするものはなかった。

ただ、「戸籍筆頭者」の項で既述の通り、問題は戸籍法の国会での成立の後であり、施行規則自体は、一二月二九日になって初めて省令として出されているが、GSがこれを事前にチェックした形跡は見られない。規則の英訳もGHQ（GS／CI&E／PHW）の文書には管見の限りでは見られない。（「GS戸籍法史料C」の第3パラグラフには前述の通り、省令が出される度にこれに注意を払う云々、とあるのだが。[53] 抑々細かい規則は読んで理解するのが大変、との理由で条文削減を要求したのであるから、その後最終版の規則も英訳されたにせよ、改めて検討はしなかったのであろうか。）それゆえに戸籍筆頭者の問題がここで看過されたと思われることは既に述べた通りである。

Hosei University Repository

第三節　小括

先ず、本章の個別問題点を付表5の記号に従って概観する。司法省とGSの会談における対立点を、特に問題となった（a）（b）（g）（k）を中心に見ておく。

司法省の主張の要点は、次の通り。

① 紙と人手がない。

② 司法省には実務の責任があり、実務の混乱回避が「一番念頭」にあり、取り扱いを余り変えないようにしたい。

③ 実務の相手側たる国民全員に直結する制度ゆえ、国民意識と遊離した机上の議論による改正は、窓口でも国民も混乱するし、国会も通らない。

④ 戸籍を生活の実態となるべく合わせたい。

これに対しGSの主張は次の通り。

⑤ 「家」の名残は、日本側自身の決定を一貫させるため、また憲法の要請の部分もあり、徹底的に廃止すべきである。

⑥ 「家」類似制度の残存は、「家」が裏口から再び入り込んで来る、また反動的グループに利用される危険がある。

Hosei University Repository

⑦ ③の国民意識に理解し易く、というのは、結局まだ残っている「家」の思想に合わせることになるのだから、受け入れがたい。

⑧ 三世代戸籍は徹底に排除すべきである。

繰り返すが、司法省が指針とする「混乱回避」のためには、結局戸籍制度、乃至その編製原理自体が、国民の間に根付いている旧来の「家」的意識に依存するのが最も安易な方法であり、これを通して「家」類似条項の存置に繋ることになった。これを司法省も意識しており、「国民には理解し易い」のは「今迄の『家』の思想がのこっているからであろう。」とブレイクモアが指摘するのに対し、司法省が「或はそうかもしれない。」(!) と応じている。司法省の条文起草の基本方針の最大の問題点はここにあった、と言えよう。

最後に、以上に於ける「誰が、何を、決めたのか」をまとめておく。第①次案を除き、要綱と第③—⑨次案での旧法からの変化は、この時期戸籍法についてGSとのコンタクトはないので、日本側が自主的に決めたものであろう。(但し、民法上の「家」についてはコンタクトがある以上、GSからの影響から自由でないことは留保しておく。)これらは、以下の四点である。

・編製単位を「家」ではなく、基本的にひとつの夫婦とその直系卑属とし、三世代戸籍を原則排除していること。

・「戸主」をなくし、「戸籍筆頭者」なる概念を創出していること。

Hosei University Repository

・成年に達した者は自由に戸籍を分けることができる、「成年分籍権」を創設していること。
・旧法下の「戸主」等どの記載がある戸籍をそのまま新法上の戸籍と見なし、戸籍の変動があった範囲でのみ順次改製すること。

ＧＳとの第一・二期会談では、オブラーがいわば「三大要請」として、日本側の方針の「家」廃止貫徹のため「家」的要素徹底排除、改製時限（十年）の明確化、条文数の大幅削減をあげ、こう修正しなければ、「会談しても無駄」であり、修正すれば、司法省の絶対的希望である民法と同時の戸籍法の国会提出は可能、と条件を出す。これは事実上の強制といえよう。

結局第⑩次案の、以下の修正に、ＧＳの影響が明白に表れることになる。

・三世代戸籍徹底排除
・離婚時復氏者復籍／新戸籍編製の選択肢を設ける
・成年分籍に子の同意権廃止
・十年後全面改製ルール
・条文数大幅削減

本章の関連では、この状態のまま戸籍法が成立に至った。他方、一覧性のために、次章に関係する点にも言及しておくと、第三・四期の会談で、再びＧＳの強い申し入れの下、戸籍簿の公開原則が、非公開原則へと一点変更された上で、国会提出の第⑪次案となった。ところが、参議院では正にその一点のみが改めてＧＳの了承を得て、修正され、公開原則が復活し、戸籍法が成立に至った。

Hosei University Repository

以上を経て、新法が結果的に旧法のままである点、即ち日本側もGSも変更せず、乃至GSの影響も及ばなかった点を列記しておくと、

・「戸籍」の名称、及び制度そのもの
・個人別編製でない点
・同氏同戸籍の原則
・外国人を戸籍編製から除外
・戸籍簿の公開原則
・人口動態調査のための個人的データ収集

ということになろう。

(43) 本問題点とは若干乖離するので、深入りしないが、戸籍法草案・民法草案の該当条文を参考に掲げておく。

⑦案　第二四条第三項　父又ハ母カ他ノ戸籍ニ入ルトキハ民法ノ規定ニ依リ之ト同一ノ氏ヲ称スル子ハ其戸籍ニ入ル分籍ノ場合ヲ除ク外父又ハ母ニ付キ新戸籍ヲ編製スルトキ亦同シ

(第二四条は民法第八三六条ノ二第一項の改案により再考すべきものなきや)［との文、同箇所に印刷あり］

⑨案　第二四条第三項　は口語体だが全く同一　⑩⑪◎一八条では完全にカットされている。

参考　民法第二―六（三月一日）次案

第八三六条ノ二第一項「嫡出の子は父の氏を称す但父のみか子の出生前に離婚又は離縁に依りて婚姻又は縁組前の氏に復したるときは母の氏を称す

民法第七次案（六月二四日）―現行法

第七九〇条第一項　嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母

Hosei University Repository

の氏を称する。」

(44) 例えば「座談会　夫婦別姓の検討と課題」『ジュリスト』九三六号（一九八九年）、九〇―一一七頁、内九四頁に、例年九八パーセント前後の数字が厚生省統計として、星野澄子により掲げられている。［3］のGSとの会談で司法省が女性を挙げるのも、別の意図なく、問題の具体的所在に立脚したものであろう。

(45) 尚、これに伴い四七年一二月二九日の戸籍法施行規則五七条の離婚届に関する条項には何ら規定はないものの、同規則附録第一三号の「離婚の届書」様式の項目「(五)」に、離婚復氏者の「復籍又は新戸籍編製の別」を選択する欄が設けられており、離婚届をする者には新戸籍編製の選択肢があることが必然的に知られるようになっているため、実際には「原則」と「申出をしたとき」の（例外の）別、というよりは同等の選択権並列の扱いとなっていることは指摘しておく。（養子離縁の届出のひな形は、同規則にはない。）

(46) 分籍権の重要性は、これを看過した次のBryant論文が、外国人と婚姻した日本人は（日本人同士婚姻した者と異なり）、一九八五年の戸籍法部分改正迄は、新戸籍編成が「できなかった」（"neither [...] could" の表現）ことを問題の一とする一方で、成年分籍の可能性に（論文全体を通して）全く触れていない誤りに、極めて逆説的に現れている。即ちこれは、成人分籍権を設けたがゆえに随時解決可能で、問題にすらならない「仮象問題」である。（Taimie L. Bryant, For the Sake of the Country, for the Sake of the Family: The Oppresive Impact of Family Registration on Women and Minorities in Japan, "*UCLA Law Review*, Vol. 39, Nr.1 (1991), 109-168, 131.）

尚、分籍による新戸籍編成は随時可能ながら「（日本人同士の婚姻とは異なり）外国人との婚姻の一事のみで自動的に（かつ強制的に）新戸籍編成とはならない」ことを問題とする設定ならば、適切である。これはつとにGSも問題とした点であったのは、この後すぐ本款（3）で後述。

(47) GSの企図とその実現性について単に一例として検証してみると、成年分籍権行使による、親の戸籍から独立しての新戸籍編製は極めて少ない。その後の統計を例示的に掲げると、法務省『第一〇五　民事訟務人権統計年報Ⅱ　平成三年』二―三頁によれば、一九九一年度は、分籍により新戸籍編製を行う者は、婚姻（第一六条一項により、同但書にも拘わらず殆どの場合新戸籍編製）により新戸籍編製を行う者に比し、約一パーセントに過ぎないと仮算される。（これは一九八二―九二年度の数字でも殆ど変わらない。）

即ち、あくまで一例として九一年度につき、婚姻届出数A、離婚届出数B、分籍届出数Cとすると、前記パーセント数を高めに算出するとしても、今（婚姻届出数内数の再婚数のデータがないため）仮に離婚者と同数が再婚していると仮定すると、(A×2)−(B×2)＋C＝DこのDが婚姻により初めて新戸籍編製をなす者の人数と仮定し得る。（二倍するのは無論両配偶者算入のため。）こうしてC

Hosei University Repository

を高めに算出しても、C／Dは約一／一〇〇、CはDの一パーセント程度に過ぎない。

これが、若年層に成年分籍権の存在がよく知られていないからか、知られていても、なお「戸籍」＝「家」の意識の下で分籍を（例えば両親の同意も得ない）「分家」のニュアンスでとらえる（例えば）両親に遠慮して行使しないのか、婚姻まで高々数年待てば良いとの意志なのか、それとも抑々「戸籍」＝「家」の意識が民法・戸籍法改正後急速に薄れ、自分の戸籍が両親の戸籍と同一か、独立して別個なのか、の別は若年層に（「家」的／心理的束縛含め）何の意味も持たなくなったからなのか、は検討の余地があるが、本校の直接の問題関心外であるので、稿を改めねばなるまい。

(48) マコーミックがまず「非日本人が日本の女と結婚した場合」に限定しているのは、念頭に占領軍関係者と日本人女性の結婚、という当時（比率はともかく件数上増加をたどる）看過し得ない現実があったからであろうか。

(49) (c)について、外国人との結婚で新戸籍編製せずとも良い理由は次の三点である。

〈1〉第六条で、戸籍は「一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。」とし、以前の議論にあったとおり（第一回、八／八 ブレイクモア発言、三六頁）、その時点で結婚していない 乃至 未婚の 乃至 配偶者のない、とはしていない。（参考までに、本条も一九八四年に、「日本人でない者のと婚姻をした者 […] について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。」と、改正された。）

〈2〉かつ、日本人「山田」が結婚して外国法上（乃至後には日本法上）「スミス」と名乗っても、これは「呼称」であって「日本民法上の『氏』」ではなく、「氏」はその後も、親と同一の氏であるため（この点、現在でも解釈は同じ）、同前第一六条上、問題を生じない。

〈3〉第一六条第一項前段「婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編製する。」にも拘わらず、外国人配偶者は戸籍に編製されないため、「夫婦」双方で新戸籍編製、の要件が欠けているから、婚姻の届出がある場合でも（外国法上の婚姻のみで、日本民法上の届出がないときは論外）新戸籍を編製しない。

しかし、〈3〉については、婚姻の届出はある訳であるから（当時の条文のままでも）

「新戸籍編製」の解釈も十分に可能であり、その場合第一六条は（双方日本人の婚姻と同じく）劣後規定として無視できるのだから、マコーミックはこの点解釈を確認するなり、八四年改正のごとく条文導入を提案するなり、は可能であったろう。

(50) この戸籍改製の十年猶予については、当然二通りの見方があろう。一つは、十年間、「家」類似意識の温存を助けることになった、という解釈。今一つは、⑨案と比べれば、十年後には全面改製となるのだから、温存を防ぐことになった、というもの。

Hosei University Repository

この点は、一九五八年以降、附則に従って行われた改製作業過程自体の詳細な研究・評価を通して、遡ってこの条項を評価し直さねばならないが、本稿では割愛する。唄　前掲（注40）、また、特に本項に関して貴重な言表を含む、前掲（注40）「戸籍セミナー（番外）戸籍の改製（上）（下）」を参照。後者は、十年後の全面改製も、司法省にとって問題・困難がなくはなかったことを窺わせる（同座談会第一五四号五七―五八頁の、唄と村上　―改製準備段階で民事局長――とのやりとり参照。）

(51)　青木は同箇所で、GSが「われわれだけじゃなしに、ワシントンに送って、ワシントンの了解もとらなきゃいかんのだぞと」「強調和田」言った、と回顧する。しかしこれは疑問である。詳述しないが、当時GSは基本的に、米国政府からは独立して日本の法改正を進める権限を持っていた。一九九三年五月に和田が公表を前提に行った、ケイディスへのインタビュー（法学志林九十四巻二号、一三三―一五八頁、特に一四二、一五七頁）で、ケイディスも同趣旨を述べた上で、ワシントンの「了解」云々は、一般的にも、また戸籍法に関しても全くあり得ない、と言っている。以下比較せよ――民法に関し、ブレイクモアは、改正草案は「ワシントンや極東委員会に提出すべきもの」ゆえ、「英訳も優秀なものとしておく必要があり」というが、「提出」の必要性を語るのみである。「了承」が必要という含意は全くないと思われる。一九四七年六月一〇日のブレイクモアと司法省の第一四回会談録、「民法中改正法律案に関する総司令部政治部係官との会談録（完）」『民事月報』一九七九年六月第三四巻第六号八七頁。

(52)　青木義人「第一部　変遷の回顧　戸籍制度」『ジュリスト　百号記念特集　戦後法制の変遷　回顧と展望』第一〇〇号（一九五六年）六八頁。

(53)　より早い時期についても、四七年三月一〇日のGSのオブラー、ブレイクモアとの会談に、佐藤司法次官、奥野民事局長を先頭とする司法省の代表と同行した青木が「戸籍法／座談会I」四五―四六頁で、民法の応急措置法に対応して、戸籍法については政令で規定させて欲しい、という司法省の申し入れをGHQが拒否した関連で、「司令部では、政令にして何を書かれるかわからんという不信感があったのでしょうね。」と言っている（第三章で既述）。